

佐賀県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があつた。

平成二十四年六月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

伊万里市東山代町滝川内字吉ノ川四三〇、四三一、四三二の一から四三二の三まで、四三二の六、四三二の七、四三二の一、四三三から四三五まで、四三六の一、四三六の二、四三七、四三八の一、四三八の二、四四〇、四四一、四四一の一、四四二、四四四、四四六、四四七の一、四四七の二、四四九

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市農山漁村整備課に備え置いて縦覧に供する。)